

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）加入の皆さんへ

75歳（一定の障害があると認定されたかたは65歳）以上のかたが加入する後期高齢者医療保険の保険料の通知や納付方法、被保険者証の一斉更新などについてお知らせします。

■平成21年度後期高齢者医療保険料について

「保険料額決定通知書」と「納入通知書」などを7月上旬に郵送します。保険料額および納付方法は、所得、世帯状況などによって異なり、平成21年度の保険料額は平成20年の所得より算定します。

(1) 特別徴収と普通徴収について

▼特別徴収

年金から天引きされる方法です。年額18万円以上の年金を受給されているかたで、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合算した額が年金額の2分の1を超えないかたが対象です。

申し出により口座振り替えに変更することができます。

▼普通徴収

特別徴収の対象にならないかたおよび年度途中で加入されたかたは、市が定める納期内に納入通知書（納付書）や口座振り替えで保険料を納めていただきます。年度途中で加入されたかたは、

10月以降から特別徴収に切り替わる場合があります。

(2) 納付方法について

▼特別徴収されているかた

7月に決定される平成21年度保険料額から4・6・8月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた額が10・12・2月の特別徴収額（本徴収）となります。

▼普通徴収されるかた

7月に郵送される納入通知書で納めます。年額分を2月までの8期で支払うこととなります。

▼普通徴収から特別徴収に切り替わるかた
7・8・9月までは普通徴収として納入通知書で納めます。

10月以降は年金から天引きされる特別徴収で納めます。

■後期高齢者医療保険被保険者証の一斉更新について

現在お使いの後期高齢者医療保険被保険者証の有効期限は、平成21年7月31日です。

新しい被保険者証は、7月下旬に郵送します。記載内容をご確認の上、誤りがありましたらお知らせください。期限の切れた被保険者証は、国保年金課窓口に戻還してください。

■後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

認定証の更新を受けるかたは毎年8月中に更新手続きが必要です。ただし、平成20年中の所得状況などにより認定を受けられない場合があります。

持ち物 被保険者証、印鑑

※この認定証を医療機関の窓口に提示すると、入院時に自己負担限度額と食事代が減額されます。

詳しくは7月1日号の広報とわだと一緒に配布した「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のご案内」をご覧ください。

問い合わせ先

国保年金課長寿医療係
(☎ 235111 内線246)

平成21年度国民年金保険料免除申請の受け付けについて

7月から平成21年度（平成21年7月から平成22年6月まで）の免除申請が始まりました。また、7月31日までは、平成20年度（平成20年7月から平成21年6月まで）の免除申請が可能です。手続きしていないかたは、お早めにごうぞ。

持ち物 年金手帳、印鑑

※失業中のかたは、離職票または雇用保険受給資格者証が必要です。
※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの（免許証、保険証など）が必要です。

※国民年金保険料を「経済的な理由などでも納めることができない」というかたのために、免除制度があります。

問い合わせ先 国保年金課年金係

(☎ 235111 内線244)

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金は、国民年金に加入している自営業などの皆さんのために、老齢基礎年金に上乘せして、より豊かな老後を保障する年金制度です。国民年金の第1号被保険者（20歳から59歳までで、国民年金の保険料を納めているかた）が加入でき、国民年金と両方納めることが条件です。

問い合わせ先 青森県国民年金基金

(☎ 0120・65・4192)